

後期高齢者医療制度

新しくなり、色も変わります。



被保険者証が更新されます

新しい保険証はお住まいの市区町村から
7月中に 交付します!

令和4年7月31日まで

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和 4年 7月 31日
交付年月日	令和 3年 7月 1日
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成 20年 4月 1日
発効期日	平成 20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 0 1 1 0 0 0 北海道後期高齢者医療広域連合

旧
黄緑色

令和4年9月30日まで

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和 4年 9月 30日
交付年月日	令和 4年 7月 1日
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成 20年 4月 1日
発効期日	平成 20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 0 1 1 0 0 0 北海道後期高齢者医療広域連合

新
黄色

8月1日を過ぎても保険証が届かない場合は
お住まいの市区町村の窓口に
お問い合わせください



- ・有効期限が「令和4年9月30日」の黄色の保険証が新しい保険証です。
(令和4年10月1日から令和5年7月31日までの保険証は9月中に再度交付します。)
- ・新しい保険証はお手元に届いたときからお使いいただけます。
- ・これまでお使いの黄緑色の保険証はお住まいの市区町村へお返しいただくか、破棄してください。

8月1日より新しい**限度額適用・標準負担額減額認定証**、**限度額適用認定証**に変わります。

令和4年7月31日まで

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限	令和 4年 7月 31日
交付年月日	令和 3年 8月 1日
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発効期日	令和 3年 8月 1日
適用区分	区分II
長期入院該当年月日	令和 3年 8月 1日 保険者印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 0 1 1 0 0 0 北海道後期高齢者医療広域連合

旧
橙色

令和5年7月31日まで

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限	令和 5年 7月 31日
交付年月日	令和 4年 8月 1日
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発効期日	令和 4年 8月 1日
適用区分	区分II
長期入院該当年月日	令和 4年 8月 1日 保険者印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 0 1 1 0 0 0 北海道後期高齢者医療広域連合

新
水色

限度額適用・標準負担額減額認定証、
限度額適用認定証は、保険証と異なり、
有効期限が令和5年7月31日までと
なっていますので、
捨てずにお使いください。



お問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 北海道札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内

電話 011-290-5601 FAX 011-210-5022

ホームページ <https://iryokouiki-hokkaido.jp/>



お住まいの
市区町村窓口
または